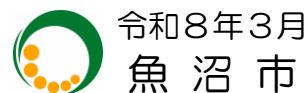


第三次魚沼市一般廃棄物処理基本計画 概要版



一般廃棄物処理基本計画は、魚沼市（以下「本市」という。）が長期的・総合的視点から、一般廃棄物処理の推進を図るための基本方針となるものであり、一般廃棄物の排出抑制及び廃棄物の発生から最終処分に至るまでの、適正な処理及び処分を進めるために必要な基本事項を定めるものです。

計画対象区域：本市全域

計画の範囲：本市において発生する一般廃棄物

計画目標年次：令和8年度～令和17年度までの10年間

1 ごみ処理基本計画の基本方針

近年、廃棄物を取り巻く環境は大きく変化しており、食品ロスの削減を目的とする「食品ロスの削減の推進に関する法律」（令和元年法律第19号）やプラスチックごみの削減と再資源化を進める「プラスチックに係る資源循環の促進等に関する法律」（令和3年法律第60号。以下「プラスチック資源循環促進法」という。）など、新たな法制度が相次いで施行されています。

こうした社会的動向や法制度の整備を踏まえ、本市では、市民・事業者・行政が一体となり、資源の有効活用と環境保全の両立を図る取組を一層推進します。循環型社会の形成と美しい生活環境の維持を目指して、次の重点事項に基づく取組を進めていきます。

循環型社会に向けた重点事項

1. 市民・事業者・行政が一体となって、4R（リフューズ、リデュース、リユース、リサイクル）の推進に取り組みます。
2. 循環型社会の構築と環境保全の両立を目指した処理を実施します。

環境美化の重点事項

1. 「ごみの出し方・分け方」を徹底するよう、啓発を図ります。
2. 戸別収集の段階的な解消に繋がられるよう、該当区域におけるごみステーション等の整備促進に取り組みます。
3. 適正なごみ処理、不法投棄の防止に取り組み、快適で清潔なまちづくりを進めます。

2 ごみ処理基本計画の目標

本市では、上位計画である「第三次魚沼市環境基本計画」の目標（1人1日当たり排出量、リサイクル率）をごみ処理基本計画の目標とすることとしました。

●ごみ総排出量(参考):	R12年度	10,082 t/年
●1人1日当たり排出量:	R12年度	970 g/人日
●リサイクル率※:	R12年度	21.5 %

※資源化率:市が把握できる資源化量を対象とします。
R12年度:中間目標値

3 ごみの排出抑制のための方策に関する事項

ごみ処理基本計画の目標を達成するために、市民、事業者、行政はそれぞれの役割に努め、重点事項に基づく取組を進めていきます。施策体系図を以下に示します。

重点事項	重点事項に基づく主な施策	
1 循環型社会に向けた重点事項 1)市民・事業者・行政が一体となって、4R（リフューズ、リデュース、リユース、リサイクル）の推進に取り組みます。 2)循環型社会の構築と環境保全の両立を目指した処理を実施します。	市民	排出ルール徹底
		食品ロス及び生ごみの削減
		集団回収への協力
		4Rを意識した行動
		事業者が実施するリサイクル事業への協力
		市が実施するイベントへの参加
	事業者	ごみの減量化及びリサイクル活動の推進
		自主回収の促進と啓発
		包装の簡素化の推進
		グリーン製品の使用等
		食品ロスの削減
		事業者の意識啓発
行政	国・県及び市への協力	
	広報・啓発活動の充実	
	紙類の分別推進	
	資源ごみの分別収集	
	集団回収等への支援	
	生ごみ処理機器普及促進	
2 環境美化の重点事項 1)「ごみの出し方・分け方」を徹底するよう、啓発を図ります。	事業系ごみ減量化の啓発	

重点事項	重点事項に基づく主な施策	
2) 戸別収集の段階的な解消に繋げられるよう、該当区域におけるごみステーション等の整備促進に取り組みます。 3) 適正なごみ処理、不法投棄の防止に取り組み、快適で清潔なまちづくりを進めます。	行政	環境教育の推進
		グリーン製品の使用等
		新たな施策の検討
		ごみ処理手数料の見直し
		食品ロスの削減
		プラスチックごみの対策
		リチウムイオン電池の対策
		効果的な分別収集方法の検討 ・収集運搬計画
		安全で適正な処理・処分の実施 ・中間処理計画 ・最終処分計画 ・災害廃棄物の処理

4 市の主な施策

本計画における市の主な施策を次の通りとします。

●ごみ処理手数料の見直し

新施設の整備や将来的な維持管理経費増を見据え、現行の手数料制度（家庭系・事業系）を必要に応じて見直します。

●食品ロス削減に向けた啓発活動

「おいしい食べきり運動」等の推進に加え、SNSやイベントを積極的に活用し、食品ロスの重要性を周知します。特に、期限の近い商品を優先的に選ぶ「てまえどり」の習慣化や、飲食店での食べ残し削減を呼びかけます。

●プラスチックごみの対策

「プラスチック資源循環促進法」に基づき、従来の「3R」に「再生可能資源（Renewable）」を加えた取り組みを強化します。特に、適切な分別がリサイクルの質を左右するため、講習会や広報を通じた情報発信を強化し、市民の参加意識と分別の実効性を高めます。

●リチウムイオン電池の対策

発火の恐れがあるリチウムイオン電池やリチウムイオン電池内蔵の製品の排出方法について、安全かつ確実な収集及び処理の実施に向けて、周知を徹底します。

5 生活排水処理基本計画の基本方針

本市では、水辺環境の汚染防止を目的に、下水道、農業集落排水施設及び合併処理浄化槽の整備を進め、生活環境の向上と自然環境の保全に努めてきました。今後も、自然豊かな環境を維持するため、生活排水対策を推進します。

快適な水辺環境の保全に向けた重点事項

水辺環境の保全に向けた啓発に取り組み、快適な水辺環境の維持を図ります。

生活排水処理に関する重点事項

単独処理浄化槽設置世帯、非水洗化世帯について、個別の状況を勘案しつつ、下水道、農業集落排水施設への接続、合併処理浄化槽への転換を促進します。

6 生活排水処理基本計画の目標

下水道整備はほぼ完了しており、これまで下水道、農業集落排水施設への接続、合併処理浄化槽への転換を促進してきたことから、令和6年度の汚水処理人口普及率は99.8%となっています。今後もこれらの取組を継続し、汚水処理人口普及率の向上を図ります。

7 し尿及び浄化槽汚泥処理計画

安定的な処理を継続するため、「魚沼市一般廃棄物処理業（し尿等）に関する合理化事業計画」に基づき業務を推進し、進捗状況の確認や計画の見直しを適宜行います。し尿、浄化槽汚泥（農業集落排水からの汚泥を含む）については、現在、南魚沼市が整備した「南魚沼市し尿等受入施設」にし尿及び浄化槽汚泥を搬入し、そこから流域下水道に投入しており、今後も継続することとします。

下水道や農業集落排水処理施設が整備されていない地域では合併浄化槽の整備を進めていきます。

担当部署：魚沼市 市民福祉部 生活環境課
〒946-0057 新潟県魚沼市中島 707 番地 1
TEL 025-792-3055
FAX 025-792-4220
ホームページ <https://www.city.uonuma.lg.jp>

